別記様式第３号（第５条関係）

手数料額計算書（計画認定申請）

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項の規定による認定の申請）

１　申請の対象とする範囲　　　　□　建築物全体

□　複合建築物の非住宅部分

□　複合建築物の住宅部分

２　計画の評価方法　　　　　　　住宅部分：

□　誘導仕様基準　□　誘導仕様基準以外

非住宅部分：

□　モデル建物法　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

　本計画認定申請に係る手数料の額は、合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　の　種　類 | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| □一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | ㎡ | 別表第２　５の３の(1)のア円 | 別表第２　５の３の(2)のア円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第２　５の３の(1)のイの(ｱ)①　　　　　円 | 別表第２　５の３の(2)のイの(ｱ)③ 　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第２　５の３の(1)のイの(ｲ)②　　　　　円 | 別表第２　５の３の(2)のイの(ｲ)④ 　　　　円 |
| 合計 | ㎡ | ①＋②　　　　　　円 | ③＋④　　　　　　円 |

注

１　申請の該当する□にレを記入してください。

２　別表第２とは、小平市手数料条例別表第２を指します。

３　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に小平市手数料条例に定める額を加えてください。

４　適合証等とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。

５　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とします。